

警察職員ピアサポート制度運用要領の制定について

令和2年4月1日例規（厚）第17号

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

警察職員ピアサポート制度運用要領

1 趣旨

この要領は、警察職員（会計年度任用職員を含む。以下同じ。）が後顧の憂いなく職務にまい進できる環境を整備することを目的とする警察職員ピアサポート制度の運用について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 警察職員ピアサポート制度

警察職員ピアサポート制度（以下「制度」という。）とは、警察職員及びその家族（以下「職員等」という。）が抱える経済問題、家庭問題、健康問題その他の公私にわたる各種問題について、身近な同僚職員間の友愛の精神に立脚した相互扶助の観点から、各職場において指名された警察職員が、不安や悩みを抱える警察職員に対する気付き、声掛け、傾聴等を通じ、又は職員等からの相談への対応を通じ、職員等の不安や悩みの早期解決に向けた適切な助言等の能動的な支援（以下「ピアサポート」という。）を行うことをいう。

3 用語の定義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) ピアサポーター ピアサポートに従事する者として指名された警察職員をいう。
- (2) ピアサポート・コーディネーター ピアサポーターを総括し、ピアサポーターに対して専門的知見に基づく指導・助言等を行う者として指名された警察職員をいう。
- (3) 部外相談員 医療、法律、税務、不動産等の専門的かつ高度に技術的な知識及び経験を有する警察職員以外の者であって、ピアサポーターからの取次ぎや紹介を受け、又は職員等からの直接の依頼により、職員等からの相談への対応に従事する者をいう。
- (4) 警察職員生活相談員 警務部厚生課（以下「厚生課」という。）に配置され、生活相談全般に関する専門的知識と経験を有する者をいう。
- (5) ライフプラン相談員 厚生課に配置され、保険設計、年金、住宅問題等警察職員のリフプランに関する専門的知識と経験を有する者をいう。

4 ピアサポーター

(1) ピアサポーターの指名

ア 所属長は、原則として執務室ごとに、所属職員のうちから1人以上のピアサポーターを指名しなければならない。ただし、所属の体制、警察職員の勤務の状況等を踏まえ、執務室ごとにピアサポーターを置く必要がないと所属長が判断した場合は、この限りでない。

イ ピアサポーターの指名に当たっては、官職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、ピアサポートを適切に実施することのできる人格識見、信望及び熱意を有す

る者を充てなければならない。この場合において、ハラスメント防止対策員その他各種相談に係る業務を行う要員との兼務を妨げないものとする。

ウ ピアサポーターの指名は、ピアサポーター指名通知書（別記第1号様式）の交付により行うものとする。

エ 所属長は、ピアサポーターに異動、疾病その他やむを得ない事由が生じたときは、速やかに当該ピアサポーターの指名を解除するものとする。

（2）ピアサポーターの責務

ア ピアサポートを真摯に行うこと。

イ 助言者に徹し、職員等自身が問題を自力で解決するよう働き掛けること。

ウ 在任中と否とを問わず、知り得た職員等の秘密にわたる事項を漏らさないこと。

エ 職員等の同意がある場合を除き、直接当該警察職員の上司に連絡しないこと。ただし、当該警察職員に不健全な生活態度が見られるなど、当該警察職員の上司に相談することが適切であると認められる場合には、上司に申告するよう説得すること。

オ 研修会への積極的な参加や各種専門資格の取得等を通じ、ピアサポートの適切な実施に必要な知識・技能の習得に努めること。

カ 職員等の不安や悩みの内容が高度に専門的かつ技術的な知識・経験を要する事項であるなど、ピアサポーターのみでは適切な支援を行うことができない場合には、職員等の個人情報の取扱いに配慮した上で、必要に応じ、ピアサポート・コーディネーターに指導・助言を求めるほか、職員等の同意を得た上で、部外相談員、警察職員生活相談員、ライフプラン相談員等に適切に取り次ぐよう努めること。

キ 職員等の不安や悩みの内容に、刑罰法令に違反する行為に関すること、職員等の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあることが含まれている場合には、迅速に必要な措置を講ずること。

5 ピアサポート・コーディネーター

（1）ピアサポート・コーディネーターの指名

ア 本部長は、ピアサポーターに対する指導・助言等を適切に行うことのできる人格識見及び専門知識を勘案して、厚生課の職員のうちから1人以上のピアサポート・コーディネーターを指名するものとする。

イ 本部長は、前アによるほか、厚生課以外の職員をピアサポート・コーディネーターに指名することができる。

ウ ピアサポート・コーディネーターの指名は、ピアサポート・コーディネーター指名通知書（別記第2号様式）の交付により行うものとする。

エ 本部長は、ピアサポート・コーディネーターに異動、疾病その他やむを得ない事由が生じたときは、速やかに当該ピアサポート・コーディネーターの指名を解除するものとする。

（2）ピアサポート・コーディネーターの責務

ア ピアサポーターからの指導・助言の求めに真摯に対応すること。

イ ピアサポーターの相談対応力を向上させるため、効果的な研修会を企画・実施すること。

ウ ピアサポーターに対する指導・助言等を適切に行うことができるよう、研修会への積極的な参加や各種専門資格の取得等を通じ、必要な知識・技能の習得に努めること。

6 厚生課長の責務

警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）は、次の事項に留意し、制度の効果的な運用を図らなければならない。

- (1) 全ての職員等に対する制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、各級幹部にピアサポートの重要性を十分認識させること。
- (2) ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターの資質向上を図るため、必要な措置を講ずること。
- (3) ピアサポート・コーディネーター、部外相談員、警察職員生活相談員及びライフプラン相談員の連絡先等を各ピアサポーターに周知すること。
- (4) 制度の運用状況を適切に把握し、運用の改善に努めること。
- (5) ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターを積極的に賞揚すること。

7 所属長の責務

所属長は、次の事項に留意し、所属におけるピアサポートが効果的に行われるよう配慮しなければならない。

- (1) ピアサポートの重要性を認識し、ピアサポーターにその重要性を十分理解させるほか、所属の職員等に対し、制度の趣旨や利用方法、ピアサポーターの連絡先等を周知すること。
- (2) 職員等が相談を申し出たこと等を理由とする人事、給与、勤務等における不利益な取扱いをしないこと。
- (3) 人事異動期ごとにピアサポーター指名一覧表（別記第3号様式）を作成し、1年間保存するとともに、その写しを厚生課長に送付すること。

8 その他

所属における制度に係る事務は、県本部にあつては庶務係（警備部成田国際空港警備隊にあつては総務室総務課）、署にあつては警務課において行うものとする。

以下様式省略